

北九州市営天神島・室町・勝山公園地下駐車場 指定管理者

参考資料

別添1 仕様書

管理運営業務内容	・・・	1～	3P
管理運営に関する特記事項	・・・	4～	6P
最低限度の要求水準	・・・		7P
主な設備について	・・・		8P

2 各種データ

平成26～30年度利用状況	・・・	9～13P
平成26～29年度施設運営に関する経費実績（指定管理料実績）	・・・	14～17P
（参考）現行の管理運営業務内容	・・・	18～20P

3 関係法令等

地方自治法（抜粋）、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（抜粋）、北九州市自動車駐車場条例（抜粋）、北九州市個人情報保護条例（抜粋）	・・・	21～31P
---	-----	--------

4 施設概要

位置図	・・・	32P
施設平面図	・・・	33～35P
建物平面図	・・・	36～44P
建物立面図	・・・	45～47P

天神島駐車場 管理運營業務内容

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員					
管理運營業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	9:00~ 17:45	所長 1名					
		2 施設・設備の保守点検契約								
		3 施設・設備の修繕業務								
		4 光熱水費等の支払い								
		5 報告書類等の作成								
	運營業務	1 開場・閉場業務	毎日	7:00~ 23:30	管理主任1名 (10:30~ 18:30) その他、管理主任を含めて 2~3名を配置					
		2 場内巡視業務								
		3 利用者対応業務								
		4 諸事故への対応業務								
		5 料金徴収業務								
		6 市への料金納付業務								
清掃業務	駐車場内 (事務室含む)	1 床面の掃き清掃(手作業)	1回/2日	毎日	-					
		2 窓ガラス清掃								
	トイレ	1 床面洗淨	毎日							
		2 衛生陶器洗淨								
		3 鏡・扉の清掃								
		4 トイレトペーパーの補充								
		警備業務 (夜間)				遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	22:30~ 翌6:30	-
							2 事故発生時の緊急出動			
3 事故等への対処、報告										
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)	-						
		2 カーゲートの保守点検								
		3 在庫管理システムの保守点検								
		4 車路管制システムの保守点検								
		5 消防用設備			法定点検業務	1 消防用設備一式点検	年2回	(内1回は総合点検)		

室町駐車場 管理運營業務内容

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員
管理運營業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	9:00~ 17:45	所長 1名
		2 施設・設備の保守点検契約			
		3 施設・設備の修繕業務			
		4 光熱水費等の支払い			
		5 報告書類等の作成			
	運營業務	1 開場・閉場業務	毎日	7:00~ 22:30	管理主任1名 (9:00~17:30) その他、管理主任を含めて 2~3名を配置
		2 場内巡視業務			
		3 利用者対応業務			
		4 諸事故への対応業務			
		5 料金徴収業務			
		6 市への料金納付業務			
	清掃業務	事務所 エレベーターホール	1 場内・外の掃き清掃(手作業)	1回/2日	
2 床面の掃き及び拭き清掃					
3 ゴミ入れ等の処理					
4 扉の窓ガラス清掃					
5 床面の洗浄					
6 樹脂ワックス塗布					
トイレ		1 床面洗浄	毎日		
		2 衛生陶器洗浄			
		3 鏡・扉の清掃			
		4 トイレトペーパーの補充			
非常階段		1 床面の洗浄	年6回		
		2 樹脂ワックス塗布			
警備業務 (夜間)	遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	22:00~ 翌7:00	-
		2 事故発生時の緊急出動			
		3 事故等への対処、報告			
	巡回業務	1 駐車場巡回(深夜1回)			
2 泊まり車両台数の報告					
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)		-
		2 カーゲートの保守点検			
		3 在庫管理システムの保守点検			
		4 車路管制システムの保守点検			
消防用設備	法定点検業務	1 消防用設備一式点検	年2回	(内1回は総合点検)	
エレベーター	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (月1回点検)		-
		2 異常の有無の点検			
		3 摩耗部品の修理・取替			
		4 電話回線による遠隔監視			
		5 障害の復旧			
自家用電気 工作物	保安管理業務	1 定期点検	月1回		-
		2 精密点検(全停電のうえ実施)	年1回		
		3 臨時点検	必要に応じ		
自動扉開閉 装置	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (年2回点検)		-
		2 異常の有無の点検			
		3 障害の復旧			
非常用放送設備 及びITV監視設備	保守点検業務	1 非常用放送設備の点検	年2回	(内1回は総合点検)	
		2 ITV監視設備の点検、清掃及び調整	年1回		-

勝山公園地下駐車場 管理運営業務内容

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員
管理運営業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	9:00～ 17:45	所長 1名
		2 施設・設備の保守点検契約			
		3 施設・設備の修繕業務			
		4 光熱水費等の支払い			
		5 報告書類等の作成			
	運営業務	1 開場・閉場業務	毎日	7:00～ 23:30	管理主任1名 (9:00～17:30) その他、管理 主任を含めて 5～6名を配置
		2 場内巡視業務			
		3 利用者対応業務			
		4 諸事故への対応業務			
		5 料金徴収業務			
		6 市への料金納付業務			
清掃業務	駐車場内 (事務室含む)	1 床面の掃き清掃(手作業)	1回/2日	-	
		2 床面の掃き及び拭き清掃	月8回		
		3 窓ガラス清掃	月2回		
		4 床面洗浄ワックス塗装	年6回		
	昇降階段 (地上部分含む)	1 床面の掃き及び拭き清掃	月8回		
		2 窓ガラス清掃	月2回		
		3 拭き上げ清掃	月1回		
	エレベーターホール (地上部分)	1 床面の掃き及び拭き清掃	月8回		
		2 窓ガラス清掃	月2回		
		3 拭き上げ清掃	月1回		
	トイレ	1 床面洗浄	毎日		
		2 衛生陶器洗浄			
		3 鏡・扉の清掃			
		4 トイレトペーパーの補充			
	その他	1 フィルター清掃(地下1階)	年4回		
		2 フィルター清掃(地下2階)	年2回		
		3 白線洗い清掃(地下1階)	年3回		
		4 白線洗い清掃(地下2階)	年2回		
		5 地下スロープ側溝清掃	年2回		
6 スロープ落葉清掃		11～6月に16回			
警備業務 (夜間)	遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	22:30～ 翌6:30	-
		2 事故発生時の緊急出動			
		3 事故等への対処、報告			
	巡回業務	1 駐車場巡回(深夜1回)			
2 泊まり車両台数の報告					
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)	-	
		2 カーゲートの保守点検			
		3 在庫管理システムの保守点検			
		4 車路管制システムの保守点検			
消防用設備	法定点検業務	1 消防用設備点検	年2回	(内1回は総合点検)	
エレベーター	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (月1回点 検)	-	
		2 異常の有無の点検			
		3 摩耗部品の修理・取替			
		4 電話回線による遠隔監視			
		5 障害の復旧			
自家用電気 工作物	保安管理業務	1 定期点検	月1回	-	
		2 精密点検(全停電のうえ実施)	年1回		
		3 臨時点検	必要に応じ		
自動扉開閉 装置	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (年2回点検)	-	
		2 異常の有無の点検			
		3 障害の復旧			
非常用放送設備 及びITV監視設備	保守点検業務	1 非常用放送設備の点検	年2回	(内1回は総合点検)	
		2 ITV監視設備の点検、清掃及び調整	年1回	-	
給排気機器	保守点検業務	1 異常の有無の点検	年2回	-	
場内放送 (室町分を含む)	場内BGMの放送	1 CDプレーヤー等の賃借	年1回	-	
		2 CDマガジンの交換	月1回	-	
産業廃棄物	処理業務	1 ガラス、陶磁器及び金属くずの処理	年2回	-	

北九州市営天神島・室町・勝山公園地下駐車場 管理運営に関する特記資料

1 駐車料金収入の積算にあたっての特記事項

(1) 障がい者への割引について（全駐車場）

- ・ 障がい者の方の駐車料金（定期券、回数券を除く）については、通常料金の5割に相当する額（10円未満の端数は切り上げ）となります。
- ・ 障がい者割引は平成25年4月1日改正により、全手帳保持者へと対象者が拡大されています。

[参考] 障がい者割引利用状況

	天神島	室町	勝山公園地下
平成29年度利用台数	2,171台	1,284台	3,652台
全体に占める割合	2%	3%	1%

(2) 共通駐車券事業について

- ・ 北九州まちづくり応援団(株)の共通駐車券事業に天神島、室町、勝山公園地下駐車場が参加しています。使用された共通駐車券（150円/30分券）に基づき、北九州まちづくり応援団(株)に料金を請求します。
（平成19年3月より実証実験、平成20年4月より正式参加）
（共通駐車券の実績は、9～13P「平成26～30年度利用状況」参照）

(3) 勝山公園地下駐車場の入出場制限について

- ・ 勝山公園地下駐車場については、小倉祇園太鼓競演大会わっしょい百万夏まつり及び北九州マラソン開催時に周辺道路が通行止めとなるため、入出場が規制されます。

小倉祇園太鼓競演大会

規制内容：開催時間帯の車の入出場が不可

直近に実施した規制日時：平成30年7月21日（土）15：00～19：30
平成30年7月22日（日）17：30～21：00

わっしょい百万夏まつり

規制内容：①観覧席設置期間中、勝山公園大芝生広場側入口を終日閉鎖
②開催時間帯の車の入出場が不可

直近に実施した規制日時：

①平成30年8月1日（水）～平成30年8月6日（月）

②平成30年8月4日（土）16：30～21：30

平成30年8月5日（日）14：30～21：45

北九州マラソン

規制内容：開催時間帯の車の入出場が不可

直近に実施した規制日時：平成30年2月18日（日）7：30～10：00

(4) 公用回数券について

- ・勝山公園地下駐車場については、来庁者用に駐車場サービスを提供しております。公用回数券の料金収入については、後納で市が直接収受することとします。回数券の手配や、書類の作成などの事務手続きは指定管理者で行っていただきます。

2 指定管理料の積算にあたっての特記事項

(1) 駐車料金の市への納付について（全駐車場）

- ・駐車料金は原則、徴収した日の翌日（金融機関翌営業日）までに、市が指定する金融機関に納付していただきます。

(2) 指定管理業務用固有口座の作成について

- ・指定管理料は、指定管理業務用の固有口座に入金されます。

(3) ごみの処理について（全駐車場）

- ・市営駐車場については、市の委託業者が一括して収集業務を行っているため、一般ごみ、資源化物の処理費用はかかりません。
- ・ただし、産業廃棄物の処理は対象外となりますので、管理費用に含めてください。

産業廃棄物の現行排出量

- ・勝山公園地下駐車場 廃蛍光管及び電球類 300kg/年程度
- ・※小倉地区3箇所分を一箇所にまとめた上で、処理業者へ委託

(4) 室町駐車場の管理費について

- ・室町駐車場は、市営駐車場（1～4階）と公用車車庫（5～7階及び屋上）が一体構造となっているため、全体に係る費用を積算した上、台数比により市営駐車場の管理費に相当する額を算出してください。

室町駐車場の収容台数

市営駐車場：197台 公用車車庫：248台 合計：445台

- ・なお、公用車車庫の管理として別途生じる業務は、下記のとおりです。

公用車車庫の管理に係る業務

定期券の新規発行、更新及びこれに伴う台帳管理

※公用車の入出庫の際に使用するものであり、料金は徴収しません。

[参考] 定期券の発行（データ入力）に要する時間

新規発行の場合：10分/枚（公用車の更新時及び定期券の破損時）

期限更新の場合：5分/枚（3年1回程度を予定）

この他の業務については、市営駐車場の管理業務と重複するものと考えてください。

(6) 定例報告事務について (全駐車場)

- 市へと定期的に報告していただく内容は、下記のとおりです。

■毎月 (毎月10日まで)

※各駐車場ごと

報 告	内 容
○利用状況報告	<ul style="list-style-type: none"> 定期利用の動き (解約、新規、継続などの件数) 満車状態 (満車となった日付、時間帯) 駐車時間分布 (実駐車時間30分ごとの台数) 報告事項 (故障、点検等で報告を要する事項)
○利用状況集計表	<ul style="list-style-type: none"> 利用台数 (各日の利用台数・時間制、定期別) 収入金額 (各日の時間制、回数券、定期券別の収入など)
○収入報告書	<ul style="list-style-type: none"> 各日の収入金額の納付額、納付先金融機関名
○定期券売上表	<ul style="list-style-type: none"> 各日の定期券売上枚数・金額 (券種別)
○回数券売上表	<ul style="list-style-type: none"> 各日の回数券売上枚数・金額 (券種別)
○回数券在庫集計表	<ul style="list-style-type: none"> 各日の回数券在庫残枚数 (券種別)

■毎年

①前年度分を4月7日まで

報 告	内 容
○修繕費内容精算資料	<ul style="list-style-type: none"> 修繕の内容 (工事名称) と金額を、駐車場ごとにまとめたもの

②前年度分を4月末日まで

報 告	内 容
○委託料精算資料	
①精算内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場ごとの費目別決算額 (賃金、修繕費、使用料など) を、一表にまとめたもの
②光熱水費集計表	<ul style="list-style-type: none"> 各月の電気、水道、ガス料金を、駐車場ごとにまとめたもの
③委託契約一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 管制機器、警備、清掃などを委託した場合に、その業者名、契約期間、契約金額をまとめたもの
④駐車場月毎推移	<ul style="list-style-type: none"> 各駐車場の、各月の駐車台数、駐車料金を一表にまとめたもの
ほか必要な資料	

※このほかに、必要に応じて資料の作成をお願いすることがあります。

北九州市営天神島・室町・勝山公園地下駐車場

最低限度の要求水準について

平成18年度に指定管理者を導入して以来、利便性向上や利用促進策に取り組んできました。

指定管理期間の数値目標は、応募申請の中で示していただきますが、市として指定管理者に求める最低限度の要求水準は以下のとおりです。

1 駐車場利用台数の要求水準

利用台数 421,820 台

【利用台数の実績】

(単位：台)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 1 ~	最低限度の 要求水準
天神島	109,829	113,181	110,865	105,182		105,182
室町	40,958	43,949	42,718	40,366		40,366
勝山公園地下	285,996	277,471	271,369	273,346		276,272
	営業時間(1時間)延長に伴う増収見込み				4,903	
合計						421,820

※天神島駐車場は自動二輪車を含む。

2 駐車場料金収入の要求水準

料金収入 216,319 千円

【料金収入の実績】

(単位：千円)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 1 ~	最低限度 の要求水 準
天神島	61,461	63,150	63,560	59,749		59,749
室町	24,513	28,066	28,239	26,234		24,513
勝山公園地下	135,748	133,524	130,587	132,984		132,057
	営業時間(1時間)延長に伴う増収見込み				1,470	
合計						216,319

※天神島駐車場は自動二輪車を含む。

主な設備について

	天神島	室町	勝山公園地下
駐車管制			
メーカー	アマノ	アマノ	アマノ
台数	発券機 1 精算機 1 計算機 1 ゲート 2	発券機 2 精算機 1 計算機 1 ゲート 4	発券機 2 精算機 4 計算機 1 ゲート 4
エレベーター			
メーカー	—	日本エレベーター製造	三菱電機
台数	—	2	3
トイレ			
箇所数	3 箇所	3 箇所	5 箇所
男子（個数）	1 箇所（3 個） 大 1、小 2	1 箇所（7 個）	2 箇所（8 個）
女子（個数）	1 箇所（1 個）	1 箇所（3 個）	2 箇所（4 個）
身障者（個数）	1 箇所（1 個）	1 箇所（1 個）	1 箇所（1 個）
自動ドア			
メーカー	—	日本エアブレーキ	日本エアブレーキ
台数	—	1 （出入口用）	1 （身障者トイレ用）
その他主な備品	<ul style="list-style-type: none"> ・事務机 8 台 ・回転椅子 6 脚 ・キャビネット 2 台 ・金庫 1 台 ・ロッカー 4 連 × 2 台 3 連 × 1 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務机 7 台 ・回転椅子 6 脚 ・キャビネット 1 台 ・金庫 1 台 ・ロッカー 4 連 × 3 台 3 連 × 3 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務机 5 台 ・回転椅子 4 脚 ・キャビネット 1 台 ・金庫 1 台 ・ロッカー 3 連 × 4 台 1 連 × 1 台

平成26年度利用状況

天神島駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	自動二輪	
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)				台数	料金
4月	8,948	4,873	4,075	5,241,730	1,544,430	823,500	2,833,000	40,800	298	174,724	1.95	0.96	1.88	21	6,050
5月	8,963	4,858	4,105	5,051,580	1,470,620	651,000	2,881,000	48,960	289	162,954	1.88	0.93	1.75	20	5,200
6月	8,441	4,401	4,040	4,704,060	1,263,380	564,000	2,836,000	40,680	281	156,802	1.86	0.91	1.69	15	3,800
7月	9,735	5,427	4,308	5,457,190	1,767,470	717,000	2,924,000	48,720	314	176,038	1.87	1.01	1.89	12	3,500
8月	8,613	4,809	3,804	4,330,690	1,543,010	411,000	2,330,000	46,680	278	139,700	1.68	0.90	1.50	23	10,450
9月	8,898	5,139	3,759	5,291,710	1,588,710	666,000	2,992,000	45,000	297	176,390	1.98	0.96	1.90	28	12,700
10月	9,074	4,996	4,078	4,952,180	1,547,080	658,500	2,707,000	39,600	293	159,748	1.82	0.94	1.72	25	11,500
11月	8,883	5,268	3,615	4,930,300	1,788,060	726,000	2,359,000	57,240	296	164,343	1.85	0.96	1.77	9	3,350
12月	10,901	6,992	3,909	5,741,230	2,119,470	675,000	2,872,000	74,760	352	185,201	1.76	1.13	1.99	11	2,450
1月	8,296	4,645	3,651	4,584,965	1,424,185	457,500	2,650,000	53,280	268	147,902	1.84	0.86	1.59	5	2,200
2月	8,695	5,040	3,655	5,063,300	1,717,520	610,500	2,691,000	44,280	311	180,832	1.94	1.00	1.94	3	550
3月	10,203	5,796	4,407	6,047,210	1,866,810	711,000	3,425,000	44,400	329	195,071	1.98	1.06	2.10	7	3,050
合計	109,650	62,244	47,406	61,396,145	19,640,745	7,671,000	33,500,000	584,400	300	168,309	1.87	0.97	1.81	179	64,800

室町駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	3,680	1,871	1,809	1,639,870	967,590	48,000	577,000	47,280	123	54,662	1.49	0.62	0.92
5月	2,854	2,135	719	1,818,520	1,029,540	124,500	610,000	54,480	92	58,662	2.12	0.47	0.99
6月	2,944	2,168	776	1,753,070	825,550	432,000	445,000	50,520	98	58,436	1.98	0.50	0.99
7月	3,777	2,970	807	2,531,650	1,375,690	411,000	678,000	66,960	122	81,666	2.23	0.62	1.38
8月	3,848	3,087	761	2,506,010	1,523,350	331,500	583,000	68,160	124	80,839	2.17	0.63	1.37
9月	3,115	2,252	863	1,862,200	836,100	412,500	559,000	54,600	104	62,073	1.99	0.53	1.05
10月	3,310	2,323	987	2,026,780	833,160	406,500	742,000	45,120	107	65,380	2.04	0.54	1.11
11月	3,512	2,678	834	2,167,140	1,100,200	340,500	653,000	73,440	117	72,238	2.06	0.59	1.22
12月	3,521	2,674	847	2,136,670	1,086,570	361,500	589,000	99,600	114	68,925	2.02	0.58	1.17
1月	3,898	3,007	891	2,394,890	1,348,230	220,500	734,000	92,160	126	77,255	2.05	0.64	1.31
2月	2,832	1,990	842	1,651,990	795,170	199,500	611,000	46,320	101	59,000	1.94	0.51	1.00
3月	3,667	2,750	917	2,024,560	1,337,560	124,500	487,500	75,000	118	65,308	1.84	0.60	1.11
合計	40,958	29,905	11,053	24,513,350	13,058,710	3,412,500	7,268,500	773,640	112	67,037	2.00	0.57	1.13

勝山公園地下駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	24,767	21,120	3,647	10,977,740	6,529,840	1,240,500	2,350,000	857,400	826	365,925	1.48	1.65	2.44
5月	22,844	19,524	3,320	10,824,420	6,634,080	1,027,500	2,169,000	993,840	737	349,175	1.58	1.47	2.33
6月	22,455	18,874	3,581	10,370,680	5,667,440	1,503,000	2,252,000	948,240	749	345,689	1.54	1.50	2.30
7月	23,785	20,019	3,766	11,061,080	6,150,880	1,503,000	2,350,000	1,057,200	767	356,809	1.55	1.53	2.38
8月	21,908	18,457	3,451	10,431,290	6,139,170	1,269,000	2,141,000	882,120	707	336,493	1.59	1.41	2.24
9月	22,083	18,550	3,533	10,388,560	5,859,080	1,392,000	2,324,000	813,480	736	346,285	1.57	1.47	2.31
10月	24,241	20,510	3,731	11,074,330	6,536,530	1,375,500	2,296,500	865,800	782	357,236	1.52	1.56	2.38
11月	23,135	19,980	3,155	11,277,690	6,506,690	1,482,000	2,173,000	1,116,000	771	375,923	1.62	1.54	2.51
12月	24,325	21,107	3,218	11,735,300	6,550,000	1,468,500	2,323,000	1,393,800	785	378,558	1.61	1.57	2.52
1月	25,330	22,112	3,218	12,124,050	7,337,930	1,191,000	2,323,000	1,272,120	817	391,098	1.60	1.63	2.61
2月	21,181	17,853	3,328	9,833,300	5,538,060	1,212,000	2,264,000	819,240	756	351,189	1.55	1.51	2.34
3月	29,942	26,202	3,740	15,649,910	8,947,270	3,357,000	2,185,000	1,160,640	966	504,836	1.74	1.93	3.37
合計	285,996	244,308	41,688	135,748,350	78,396,970	18,021,000	27,150,500	12,179,880	783	371,601	1.58	1.57	2.48

※共通駐車券：北九州まちづくり応援団(株)共通駐車券事業(H19年3月より参加)

平成27年度利用状況

天神島駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	自動二輪	
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)				台数	料金
4月	9,217	5,013	4,204	5,274,230	1,573,290	715,500	2,936,000	49,440	307	175,808	1.91	0.99	1.89	8	4,100
5月	8,897	5,006	3,891	5,434,490	1,574,690	621,000	3,189,000	49,800	287	175,306	2.04	0.93	1.89	17	7,200
6月	9,789	5,257	4,532	5,197,090	1,590,170	792,000	2,768,000	46,920	326	173,236	1.77	1.05	1.86	17	3,900
7月	10,327	6,237	4,090	5,571,990	1,881,070	856,500	2,769,500	64,920	333	179,742	1.80	1.07	1.93	11	3,200
8月	9,049	5,411	3,638	5,579,270	1,899,230	1,134,000	2,487,000	59,040	292	179,976	2.06	0.94	1.94	14	4,950
9月	8,979	5,393	3,586	5,155,630	1,673,430	603,000	2,827,000	52,200	299	171,854	1.91	0.97	1.85	12	6,400
10月	9,475	5,605	3,870	5,029,720	1,684,200	723,000	2,566,000	56,520	306	162,249	1.77	0.99	1.74	26	5,500
11月	9,214	5,696	3,518	5,126,800	1,930,460	649,500	2,507,000	39,840	307	170,893	1.85	0.99	1.84	17	3,650
12月	11,559	7,893	3,666	5,788,320	2,437,940	808,500	2,461,000	80,880	373	186,720	1.67	1.20	2.01	9	2,050
1月	8,207	5,044	3,163	4,857,120	1,619,420	541,500	2,650,000	46,200	265	156,681	1.97	0.85	1.68	7	1,750
2月	8,790	5,337	3,453	4,874,440	1,740,820	676,500	2,412,000	45,120	314	174,087	1.85	1.01	1.87	9	2,200
3月	9,516	5,779	3,737	5,212,000	1,812,580	880,500	2,466,000	52,920	307	168,129	1.83	0.99	1.81	15	3,700
合計	113,019	67,671	45,348	63,101,100	21,417,300	9,001,500	32,038,500	643,800	310	172,890	1.87	1.00	1.86	162	48,600

室町駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	3,137	2,246	891	2,114,810	1,117,550	124,500	819,000	53,760	105	70,494	2.25	0.53	1.19
5月	3,145	2,380	765	1,959,790	1,161,950	189,000	551,000	57,840	101	63,219	2.08	0.51	1.07
6月	3,282	2,408	874	2,153,950	1,115,310	319,500	665,500	53,640	109	71,798	2.19	0.56	1.21
7月	4,615	3,677	938	3,020,760	1,801,480	334,500	789,500	95,280	149	97,444	2.18	0.76	1.65
8月	4,055	3,189	866	2,846,030	1,697,210	355,500	723,000	70,320	131	91,807	2.34	0.66	1.55
9月	3,197	2,349	848	1,890,720	927,940	361,500	551,000	50,280	107	63,024	1.97	0.54	1.07
10月	3,910	2,895	1,015	2,487,590	1,151,350	480,000	790,000	66,240	126	80,245	2.12	0.64	1.36
11月	3,805	2,925	880	2,452,300	1,238,940	423,000	718,000	72,360	127	81,743	2.15	0.64	1.38
12月	4,371	3,486	885	2,545,980	1,558,240	337,500	542,000	108,240	141	82,128	1.94	0.72	1.39
1月	3,996	3,191	805	2,621,300	1,592,080	229,500	709,000	90,720	129	84,558	2.19	0.65	1.43
2月	2,947	2,097	850	1,730,250	846,890	243,000	592,000	48,360	105	61,795	1.96	0.53	1.05
3月	3,489	2,634	855	2,242,530	1,313,370	307,000	542,000	80,160	113	72,340	2.14	0.57	1.22
合計	43,949	33,477	10,472	28,066,010	15,522,310	3,704,500	7,992,000	847,200	120	76,716	2.13	0.61	1.30

勝山公園地下駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	24,732	21,319	3,413	11,899,690	7,382,310	1,479,000	2,114,500	923,880	824	396,656	1.60	1.65	2.64
5月	21,116	18,170	2,946	10,473,250	6,544,810	852,000	2,127,000	949,440	681	337,847	1.65	1.36	2.25
6月	22,326	18,738	3,588	10,360,960	5,976,540	1,390,500	2,140,000	853,920	744	345,365	1.55	1.49	2.30
7月	23,342	19,924	3,418	10,758,640	6,352,120	1,153,500	2,185,500	1,067,520	753	347,053	1.54	1.51	2.31
8月	21,111	18,040	3,071	10,426,870	6,360,130	1,210,500	2,016,000	840,240	681	336,351	1.65	1.36	2.24
9月	21,480	18,474	3,006	10,233,190	6,150,530	1,030,500	2,186,000	866,160	716	341,106	1.59	1.43	2.27
10月	23,241	19,882	3,359	10,999,960	6,646,860	1,270,500	2,101,000	981,600	750	354,837	1.58	1.50	2.37
11月	22,523	19,509	3,014	10,786,380	6,500,840	1,249,500	2,068,000	968,040	751	359,546	1.60	1.50	2.40
12月	24,124	21,172	2,952	11,308,250	6,604,990	1,114,500	2,095,000	1,493,760	778	364,782	1.56	1.56	2.43
1月	24,086	21,085	3,001	11,511,560	7,038,540	1,036,500	2,231,000	1,205,520	777	371,341	1.59	1.55	2.48
2月	21,206	17,957	3,249	9,739,530	5,497,590	1,249,500	2,193,000	799,440	757	347,840	1.53	1.51	2.32
3月	28,184	24,621	3,563	15,025,580	8,129,360	3,510,000	2,296,500	1,089,720	909	484,696	1.78	1.82	3.23
合計	277,471	238,891	38,580	133,523,860	79,184,620	16,546,500	25,753,500	12,039,240	760	365,618	1.60	1.52	2.44

※共通駐車券：北九州まちづくり応援団(株)共通駐車券事業(H19年3月より参加)

平成28年度利用状況

天神島駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	自動二輪	
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)				台数	料金
4月	8,379	4,852	3,527	5,664,540	1,601,140	1,083,000	2,948,000	32,400	279	188,818	2.25	0.90	2.03	20	6,050
5月	8,824	5,113	3,711	5,213,460	1,646,860	810,000	2,708,000	48,600	285	168,176	1.97	0.92	1.81	16	9,400
6月	9,017	5,177	3,840	4,735,050	1,678,830	570,000	2,440,500	45,720	301	157,835	1.75	0.97	1.70	18	4,700
7月	9,696	5,960	3,736	5,482,270	2,017,390	687,000	2,715,000	62,880	313	176,847	1.88	1.01	1.90	20	6,050
8月	9,111	5,590	3,521	5,237,490	2,132,110	640,500	2,420,000	44,880	294	168,951	1.92	0.95	1.82	11	3,300
9月	8,799	5,254	3,545	4,907,090	1,674,410	522,000	2,670,000	40,680	293	163,570	1.86	0.95	1.76	16	8,600
10月	9,352	5,487	3,865	5,674,140	1,792,220	663,000	3,175,000	43,920	302	183,037	2.02	0.97	1.97	44	14,450
11月	9,571	5,685	3,886	5,928,080	2,048,260	1,345,500	2,485,000	49,320	319	197,603	2.06	1.03	2.12	42	17,050
12月	11,565	7,422	4,143	6,379,410	2,365,090	723,000	3,215,000	76,320	373	205,787	1.84	1.20	2.21	26	9,300
1月	8,353	4,666	3,687	4,611,180	1,540,820	384,000	2,632,000	54,360	269	148,748	1.84	0.87	1.60	18	6,600
2月	8,546	4,869	3,677	4,465,690	1,575,030	532,500	2,317,000	41,160	305	159,489	1.74	0.98	1.71	21	7,400
3月	9,373	5,438	3,935	5,161,560	1,811,280	447,000	2,850,000	53,280	302	166,502	1.84	0.98	1.79	27	7,350
合計	110,586	65,513	45,073	63,459,960	21,883,440	8,407,500	32,575,500	593,520	303	173,780	1.91	0.98	1.87	279	100,250

室町駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	3,142	2,427	715	2,067,890	1,267,450	112,500	626,500	61,440	105	68,930	2.19	0.53	1.17
5月	2,863	2,106	757	1,995,470	976,810	229,500	727,000	62,160	92	64,370	2.32	0.47	1.09
6月	3,207	2,394	813	1,898,800	903,800	411,000	533,000	51,000	107	63,293	1.97	0.54	1.07
7月	4,631	3,790	841	3,057,020	1,859,380	427,500	668,500	101,640	149	98,614	2.20	0.76	1.67
8月	4,050	3,161	889	2,817,870	1,534,370	498,000	722,500	63,000	131	90,899	2.32	0.66	1.54
9月	3,572	2,717	855	2,321,470	1,210,170	433,500	628,000	49,800	119	77,382	2.17	0.60	1.31
10月	3,665	2,745	920	2,468,540	1,250,920	424,500	736,000	57,120	118	79,630	2.25	0.60	1.35
11月	3,593	2,695	898	2,352,540	1,111,780	444,000	737,000	59,760	120	78,418	2.18	0.61	1.33
12月	4,044	3,125	919	2,579,630	1,446,910	360,000	667,000	105,720	130	83,214	2.13	0.66	1.41
1月	3,650	2,690	960	2,423,090	1,297,050	174,000	860,000	92,040	118	78,164	2.21	0.60	1.32
2月	2,901	2,010	891	2,074,920	897,100	241,500	890,000	46,320	104	74,104	2.38	0.53	1.25
3月	3,400	2,460	940	2,181,810	1,187,630	271,500	640,000	82,680	110	70,381	2.14	0.56	1.19
合計	42,718	32,320	10,398	28,239,050	14,943,370	4,027,500	8,435,500	832,680	117	77,283	2.21	0.59	1.31

勝山公園地下駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	26,018	22,741	3,277	12,444,310	8,269,190	1,116,000	2,225,000	834,120	867	414,810	1.59	1.73	2.77
5月	21,790	18,769	3,021	10,608,340	6,514,080	883,500	2,257,000	953,760	703	342,205	1.62	1.41	2.28
6月	22,129	18,362	3,767	9,716,930	5,648,530	1,047,000	2,257,000	764,400	738	323,898	1.46	1.48	2.16
7月	22,524	19,211	3,313	10,961,230	6,246,070	1,260,000	2,355,000	1,100,160	727	353,588	1.62	1.45	2.36
8月	22,043	18,432	3,611	10,652,160	6,298,320	1,104,000	2,445,000	804,840	711	343,618	1.61	1.42	2.29
9月	21,143	17,621	3,522	9,959,140	5,926,420	1,021,500	2,236,500	774,720	705	331,971	1.57	1.41	2.21
10月	21,559	18,078	3,481	10,429,830	6,152,490	1,108,500	2,289,000	879,840	695	336,446	1.61	1.39	2.24
11月	22,173	18,656	3,517	10,713,510	6,072,410	1,255,500	2,419,000	966,600	739	357,117	1.61	1.48	2.38
12月	23,410	20,120	3,290	11,000,200	6,472,460	850,500	1,374,240	2,303,000	755	354,845	1.57	1.51	2.37
1月	23,932	20,622	3,310	11,468,850	6,865,990	1,081,500	2,375,000	1,146,360	772	369,963	1.60	1.54	2.47
2月	19,180	15,711	3,469	9,169,330	5,060,550	1,066,500	2,323,000	719,280	685	327,476	1.59	1.37	2.18
3月	25,468	21,711	3,757	13,463,370	6,838,070	3,064,500	2,536,000	1,024,800	822	434,302	1.76	1.64	2.90
合計	271,369	230,034	41,335	130,587,200	76,364,580	14,859,000	27,091,740	12,271,880	743	357,520	1.60	1.49	2.38

※共通駐車券：北九州まちづくり応援団(株)共通駐車券事業(H19年3月より参加)

平成29年度利用状況

天神島駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	自動二輪	
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)				台数	料金
4月	8,413	4,669	3,744	5,641,400	1,545,100	1,012,500	3,049,000	34,800	280	188,047	2.24	0.90	2.02	29	10,100
5月	8,547	4,661	3,886	4,801,430	1,536,610	499,500	2,731,000	34,320	276	154,885	1.87	0.89	1.67	47	25,700
6月	9,112	5,009	4,103	4,757,960	1,706,340	489,000	2,523,500	39,120	304	158,599	1.74	0.98	1.71	35	11,650
7月	9,353	5,510	3,843	5,286,310	2,009,890	481,500	2,745,000	49,920	302	170,526	1.88	0.97	1.83	31	15,550
8月	8,735	4,935	3,800	4,802,090	1,573,750	484,500	2,701,000	42,840	282	154,906	1.83	0.91	1.67	32	14,000
9月	8,644	4,879	3,765	4,833,430	1,597,830	403,500	2,786,500	45,600	288	161,114	1.86	0.93	1.73	29	8,250
10月	8,926	5,062	3,864	5,444,130	1,701,650	933,000	2,767,000	42,480	288	175,617	2.03	0.93	1.89	39	21,000
11月	8,525	4,780	3,745	4,731,840	1,573,020	439,500	2,676,000	43,320	284	157,728	1.85	0.92	1.70	18	6,450
12月	10,746	6,916	3,830	5,278,790	2,132,890	541,500	2,539,000	65,400	347	170,284	1.64	1.12	1.83	9	3,000
1月	7,392	4,039	3,353	4,448,710	1,255,850	408,000	2,736,500	48,360	238	143,507	2.01	0.77	1.54	24	8,600
2月	7,822	4,436	3,386	4,408,600	1,522,720	399,000	2,448,000	38,880	279	157,450	1.88	0.90	1.69	28	9,250
3月	8,616	4,819	3,797	5,170,530	1,640,890	585,000	2,900,000	44,640	278	166,791	2.00	0.90	1.79	30	10,200
合計	104,831	59,715	45,116	59,605,220	19,796,540	6,676,500	32,602,500	529,680	287	163,288	1.90	0.93	1.76	351	143,750

室町駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均駐車 時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	3,577	2,613	964	2,441,010	1,397,950	229,500	749,000	64,560	119	81,367	2.27	0.61	1.38
5月	3,159	2,311	848	2,093,180	1,024,320	274,500	710,000	84,360	102	67,522	2.21	0.52	1.14
6月	3,337	2,370	967	1,946,590	938,750	405,000	536,000	66,840	111	64,886	1.94	0.56	1.10
7月	4,270	3,422	848	2,687,440	1,600,360	495,000	501,000	91,080	138	86,692	2.10	0.70	1.47
8月	3,792	2,962	830	2,896,580	1,302,380	504,000	1,026,000	64,200	122	93,438	2.55	0.62	1.58
9月	3,137	2,437	700	1,793,730	926,990	517,500	292,000	57,240	105	59,791	1.91	0.53	1.01
10月	3,228	2,620	608	1,928,730	1,038,370	471,000	365,000	54,360	104	62,217	1.99	0.53	1.05
11月	3,044	2,482	562	2,188,760	927,280	540,000	661,000	60,480	101	72,959	2.40	0.52	1.23
12月	3,692	3,091	601	2,278,020	1,382,000	385,500	409,000	101,520	119	73,485	2.06	0.60	1.24
1月	3,170	2,597	573	2,089,540	1,140,560	316,500	536,000	96,480	102	67,405	2.20	0.52	1.14
2月	2,517	1,784	733	1,832,550	678,190	381,000	731,000	42,360	90	65,448	2.43	0.46	1.11
3月	3,443	2,809	634	2,057,930	1,382,210	252,000	339,000	84,720	111	66,385	1.99	0.56	1.12
合計	40,366	31,498	8,868	26,234,060	13,739,360	4,771,500	6,855,000	868,200	110	71,799	2.17	0.56	1.21

勝山公園地下駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均駐車 時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	26,915	23,377	3,538	13,388,890	9,051,170	1,014,000	2,414,000	909,720	897	446,296	1.66	1.79	2.98
5月	21,808	18,285	3,523	10,704,580	6,353,920	940,500	2,511,000	899,160	703	345,309	1.64	1.41	2.30
6月	21,596	17,702	3,894	9,687,960	5,361,380	1,012,500	2,518,000	796,080	720	322,932	1.50	1.44	2.15
7月	21,860	18,309	3,551	10,521,210	5,889,210	1,110,000	2,505,000	1,017,000	705	339,394	1.60	1.41	2.26
8月	21,830	17,930	3,900	10,412,570	5,932,530	1,056,000	2,570,000	854,040	704	335,889	1.59	1.41	2.24
9月	20,998	17,097	3,901	10,229,220	5,523,880	1,189,500	2,720,000	795,840	700	340,974	1.62	1.40	2.27
10月	22,315	18,290	4,025	10,519,850	5,975,930	1,137,000	2,595,000	811,920	720	339,350	1.57	1.44	2.26
11月	22,570	18,719	3,851	10,844,470	6,284,530	1,036,500	2,622,000	901,440	752	361,482	1.60	1.50	2.41
12月	22,978	19,233	3,745	11,230,240	6,099,180	1,102,500	2,689,000	1,339,560	741	362,266	1.63	1.48	2.42
1月	23,070	19,399	3,671	11,130,830	6,324,530	1,042,500	2,721,000	1,042,800	744	359,059	1.61	1.49	2.39
2月	18,910	15,187	3,723	9,148,910	4,658,610	1,162,500	2,669,000	658,800	675	326,747	1.61	1.35	2.18
3月	28,496	24,401	4,095	15,164,960	8,565,140	3,096,000	2,434,500	1,069,320	919	489,192	1.77	1.84	3.26
合計	273,346	227,929	45,417	132,983,690	76,020,010	14,899,500	30,968,500	11,095,680	748	364,074	1.62	1.50	2.43

※共通駐車券：北九州まちづくり応援団(株)共通駐車券事業(H19年3月より参加)

平成30年度利用状況

天神島駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	平成30年	
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)				台数	料金
4月	8,116	4,366	3,750	5,243,820	1,372,420	978,000	2,852,000	41,400	271	174,794	2.15	0.87	1.88	24	8,150
5月	7,856	4,155	3,701	4,094,460	1,333,620	387,000	2,334,000	39,840	253	132,079	1.74	0.82	1.42	33	14,900
6月	7,868	4,221	3,647	4,516,000	1,416,800	430,500	2,637,500	31,200	262	150,533	1.91	0.85	1.62	23	7,850
7月															
8月															
9月															
10月															
11月															
12月															
1月															
2月															
3月															
合計	23,840	12,742	11,098	13,854,280	4,122,840	1,795,500	7,823,500	112,440	66	38,117	0.48	0.21	0.41	80	30,900

室町駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	2,915	2,250	665	2,011,910	1,106,470	240,000	595,000	70,440	97	67,064	2.30	0.49	1.13
5月	3,747	3,032	715	2,367,330	816,510	775,500	717,000	58,320	121	76,365	2.11	0.61	1.29
6月	4,250	3,478	772	2,664,140	760,800	1,165,500	683,000	54,840	142	88,805	2.09	0.72	1.50
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
1月													
2月													
3月													
合計	10,912	8,760	2,152	7,043,380	2,683,780	2,181,000	1,995,000	183,600	30	19,353	0.54	0.15	0.33

勝山公園地下駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳				1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		時間制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	23,069	19,563	3,506	11,047,200	6,975,340	1,008,000	2,271,500	792,360	769	368,240	1.60	1.54	2.45
5月	20,771	17,105	3,666	9,933,220	5,714,980	765,000	2,727,000	726,240	670	320,426	1.59	1.34	2.14
6月	20,226	16,358	3,868	9,564,300	5,072,500	1,269,000	2,480,000	742,800	674	318,810	1.58	1.35	2.13
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
1月													
2月													
3月													
合計	64,066	53,026	11,040	30,544,720	17,762,820	3,042,000	7,478,500	2,261,400	176	83,956	0.40	0.35	0.56

※共通駐車券：北九州まちづくり応援団(株)共通駐車券事業(H19年3月より参加)

施設運営に関する経費(天神島、室町、勝山公園地下)

【平成26年度】

(千円)

項目	天神島	室町	勝山	計	備考
1. 施設維持管理に関する経費(小計)	8,243	5,751	29,641	43,635	
①需要費(小計)	5,178	2,575	18,392	26,145	
修繕費	95	817	2,983	3,895	概算払い
消耗品費	739	209	552	1,500	
光熱水費	4,188	1,414	14,698	20,300	
その他	156	135	159	450	ガソリン代 等
②役務費(小計)	275	247	472	994	
自動車管理者賠償責任保険	116	88	158	362	
施設所有者賠償責任保険	23	20	43	86	
動産総合保険	33	16	33	82	
その他	103	123	238	464	電話代、通信費、手数料 等
③物件費(小計)	2,790	2,929	10,777	16,496	
清掃	930	369	1,437	2,736	
警備	264	264	272	800	
管制機器保守点検	1,200	1,440	1,620	4,260	
消防用設備法定点検	185	35	1,580	1,800	
エレベーター保守点検		545	2,155	2,700	
自家用電気工作物点検		16	584	600	
非常用放送設備及びITV監視設備点検	79	71	250	400	
自動開閉扉保守点検		4	96	100	
給排機器保守点検			600	600	
場内放送(BGM)		53	300	353	
産業廃棄物収集・運搬			1,000	1,000	
その他			647	647	使用料、備品購入費、剪定 等
駐車場案内システム負担金	132	132	236	500	
2. 人件費(小計)	5,292	2,798	15,910	24,000	
小計	13,535	8,549	45,551	67,635	
消費税	1,061	1,005	3,014	5,080	
合計	14,596	9,554	48,565	72,715	

施設運営に関する経費(天神島、室町、勝山公園地下)

【平成27年度】

(千円)

項目	天神島	室町	勝山	計	備考
1. 施設維持管理に関する経費(小計)	9,816	5,202	25,733	50,249	
①需要費(小計)	6,740	2,006	16,379	25,124	
修繕費	1,640	159	476	2,274	概算払い
消耗品費	740	210	1,450	2,400	
光熱水費	4,200	1,500	14,300	20,000	
その他	160	137	153	450	ガソリン代 等
②役務費(小計)	285	247	472	1,004	
自動車管理者賠償責任保険	116	88	158	362	
施設所有者賠償責任保険	23	20	43	86	
動産総合保険	33	16	33	82	
その他	113	123	238	474	電話代、通信費、手数料 等
③物件費(小計)	2,791	2,949	8,882	14,622	
清掃	930	376	1,220	2,526	
警備	265	265	270	800	
管制機器保守点検	1,200	1,450	1,650	4,300	
消防用設備法定点検	185	35	880	1,100	
エレベーター保守点検		545	2,155	2,700	
自家用電気工作物点検		18	482	500	
非常用放送設備及びITV監視設備点検	79	71	250	400	
自動開閉扉保守点検		4	96	100	
給排機器保守点検			500	500	
場内放送(BGM)		53	247	300	
産業廃棄物収集・運搬			300	300	
その他			700	700	使用料、備品購入費、剪定 等
駐車場案内システム負担金	132	132	132	396	
2. 人件費(小計)	7,000	3,099	15,901	26,000	
小計	16,815	8,301	41,634	66,750	
消費税	1,200	1,070	2,838	5,108	
合計	18,015	9,371	44,472	71,858	

施設運営に関する経費(天神島、室町、勝山公園地下)

【平成28年度】

(千円)

項目	天神島	室町	勝山	計	備考
1. 施設維持管理に関する経費(小計)	7,904	7,938	27,750	43,592	
①需要費(小計)	4,960	4,605	18,597	28,162	
修繕費	300	3,030	1,882	5,212	概算払い
消耗品費	680	305	2,015	3,000	
光熱水費	3,650	1,150	14,700	19,500	
その他	330	120		450	ガソリン代 等
②役務費(小計)	285	247	472	1,004	
自動車管理者賠償責任保険	116	88	158	362	
施設所有者賠償責任保険	23	20	43	86	
動産総合保険	33	16	33	82	
その他	113	123	238	474	電話代、通信費、手数料 等
③物件費(小計)	2,659	3,086	8,681	14,426	
清掃	950	376	800	2,126	
警備	265	265	270	800	
管制機器保守点検	1,200	1,450	1,650	4,300	
消防用設備法定点検	165	246	1,039	1,450	
エレベーター保守点検		545	2,155	2,700	
自家用電気工作物点検		64	486	550	
非常用放送設備及びITV監視設備点検	79	71	250	400	
自動開閉扉保守点検		16	84	100	
給排機器保守点検			500	500	
場内放送(BGM)		53	247	300	
産業廃棄物収集・運搬			300	300	
その他			900	900	使用料、備品購入費、剪定 等
駐車場案内システム負担金					
2. 人件費(小計)	7,550	3,254	15,996	26,800	
小 計	15,454	11,192	43,746	70,392	
消費税	1,228	1,044	2,912	5,184	
合 計	16,682	12,236	46,658	75,576	

施設運営に関する経費(天神島、室町、勝山公園地下)

【平成29年度】

(千円)

項目	天神島	室町	勝山	計	備考
1. 施設維持管理に関する経費(小計)	8,483	5,582	28,034	42,099	
①需要費(小計)	5,549	2,249	18,651	26,449	
修繕費	789	661	3,549	4,999	概算払い
消耗品費	170	305	2,225	2,700	
光熱水費	4,100	1,150	12,750	18,000	
その他	490	133	127	750	ガソリン代 等
②役務費(小計)	285	247	472	1,004	
自動車管理者賠償責任保険	116	88	158	362	
施設所有者賠償責任保険	23	20	43	86	
動産総合保険	33	16	33	82	
その他	113	123	238	474	電話代、通信費、手数料 等
③物件費(小計)	2,649	3,086	8,911	14,646	
清掃	950	376	1,200	2,526	
警備	260	265	275	800	
管制機器保守点検	1,200	1,450	1,610	4,260	
消防用設備法定点検	160	246	1,044	1,450	
エレベーター保守点検		545	2,135	2,680	
自家用電気工作物点検		64	466	530	
非常用放送設備及びITV監視設備点検	79	71	250	400	
自動開閉扉保守点検		16	84	100	
給排機器保守点検			500	500	
場内放送(BGM)		53	247	300	
産業廃棄物収集・運搬			300	300	
その他			800	800	使用料、備品購入費、剪定 等
駐車場案内システム負担金					
2. 人件費(小計)	8,000	3,453	16,847	28,300	
小計	16,483	9,035	44,881	70,399	
消費税	1,025	1,044	3,192	5,261	
合計	17,508	10,079	48,073	75,660	

勝山公園地下駐車場 管理運営業務内容(現行)

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員
管理運営業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	9:00~ 17:45	所長 1名
		2 施設・設備の保守点検契約			
		3 施設・設備の修繕業務			
		4 光熱水費等の支払い			
		5 報告書類等の作成			
	運営業務	1 開場・閉場業務	毎日	7:00~ 22:30	管理主任1名 (9:00~17:30) その他、管理 主任を含めて 5~6名を配置
		2 場内巡視業務			
		3 利用者対応業務			
		4 諸事故への対応業務			
		5 料金徴収業務			
		6 市への料金納付業務			
清掃業務	駐車場内 (事務室含む)	1 床面の掃き清掃(手作業)	1回/2日	-	
		2 床面の掃き及び拭き清掃	月8回		
		3 窓ガラス清掃	月2回		
		4 床面洗浄ワックス塗装	年6回		
	昇降階段 (地上部分含む)	1 床面の掃き及び拭き清掃	月8回		
		2 窓ガラス清掃	月2回		
		3 拭き上げ清掃	月1回		
	エレベーターホール (地上部分)	1 床面の掃き及び拭き清掃	月8回		
		2 窓ガラス清掃	月2回		
		3 拭き上げ清掃	月1回		
	トイレ	1 床面洗浄	毎日		
		2 衛生陶器洗浄			
		3 鏡・扉の清掃			
		4 トイレトペーパーの補充			
	その他	1 フィルター清掃(地下1階)	年4回		
		2 フィルター清掃(地下2階)	年2回		
		3 白線洗い清掃(地下1階)	年3回		
		4 白線洗い清掃(地下2階)	年2回		
		5 地下スロープ側溝清掃	年2回		
		6 スロープ落葉清掃	11~6月に16回		
警備業務 (夜間)	遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	22:30~ 翌6:30	-
		2 事故発生時の緊急出動			
		3 事故等への対処、報告			
	巡回業務	1 駐車場巡回(深夜1回)			
2 泊まり車両台数の報告					
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)	-	
		2 カーゲートの保守点検			
		3 在庫管理システムの保守点検			
		4 車路管制システムの保守点検			
消防用設備	法定点検業務	1 消防用設備点検	年2回	(内1回は総合点検)	
エレベーター	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (月1回点 検)	-	
		2 異常の有無の点検			
		3 摩耗部品の修理・取替			
		4 電話回線による遠隔監視			
		5 障害の復旧			
自家用電気 工作物	保安管理業務	1 定期点検	月1回	-	
		2 精密点検(全停電のうえ実施)	年1回		
		3 臨時点検	必要に応じ		
自動扉開閉 装置	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (年2回点検)	-	
		2 異常の有無の点検			
		3 障害の復旧			
非常用放送設備 及びITV監視設備	保守点検業務	1 非常用放送設備の点検	年2回	(内1回は総合点検)	
		2 ITV監視設備の点検、清掃及び調整	年1回	-	
給排気機器	保守点検業務	1 異常の有無の点検	年2回	-	
場内放送 (室町分を含む)	場内BGMの放送	1 CDプレーヤー等の賃借	年1回	-	
		2 CDマガジンの交換	月1回	-	
産業廃棄物	処理業務	1 ガラス、陶磁器及び金属くずの処理	年2回	-	

室町駐車場 管理運營業務内容(現行)

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員	
管理運營業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	9:00~ 17:45	所長 1名	
		2 施設・設備の保守点検契約				
		3 施設・設備の修繕業務				
		4 光熱水費等の支払い				
		5 報告書類等の作成				
	運營業務	1 開場・閉場業務	毎日	7:00~ 22:30	管理主任1名 (9:00~17:30) その他、管理主任を含めて 2~3名を配置	
		2 場内巡視業務				
		3 利用者対応業務				
		4 諸事故への対応業務				
		5 料金徴収業務				
		6 市への料金納付業務				
清掃業務	事務所 エレベーターホール	1 場内・外の掃き清掃(手作業)	1回/2日		-	
		2 床面の掃き及び拭き清掃				
		3 ゴミ入れ等の処理				
		4 扉の窓ガラス清掃				
		5 床面の洗浄				年6回
		6 樹脂ワックス塗布				
	トイレ	1 床面洗浄	毎日			
		2 衛生陶器洗浄				
		3 鏡・扉の清掃				
		4 トイレトペーパーの補充				
	非常階段	1 床面の洗浄	年6回			
2 樹脂ワックス塗布						
警備業務 (夜間)	遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	22:00~ 翌7:00	-	
		2 事故発生時の緊急出動				
		3 事故等への対処、報告				
	巡回業務	1 駐車場巡回(深夜1回)				
		2 泊まり車両台数の報告				
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)		-	
		2 カーゲートの保守点検				
		3 在庫管理システムの保守点検				
		4 車路管制システムの保守点検				
消防用設備	法定点検業務	1 消防用設備一式点検	年2回	(内1回は総合点検)		
エレベーター	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (月1回点検)		-	
		2 異常の有無の点検				
		3 摩耗部品の修理・取替				
		4 電話回線による遠隔監視				
		5 障害の復旧				
自家用電気 工作物	保安管理業務	1 定期点検	月1回		-	
		2 精密点検(全停電のうえ実施)	年1回			
		3 臨時点検	必要に応じ			
自動扉開閉 装置	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (年2回点検)		-	
		2 異常の有無の点検				
		3 障害の復旧				
非常用放送設備 及びITV監視設備	保守点検業務	1 非常用放送設備の点検	年2回	(内1回は総合点検)		
		2 ITV監視設備の点検、清掃及び調整	年1回		-	

天神島駐車場 管理運營業務内容(現行)

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員	
管理運營業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	9:00~ 17:45	所長 1名	
		2 施設・設備の保守点検契約				
		3 施設・設備の修繕業務				
		4 光熱水費等の支払い				
		5 報告書類等の作成				
	運營業務	1 開場・閉場業務	毎日	7:00~ 23:30	管理主任1名 (10:30~ 18:30) その他、管理主任を含めて 2~3名を配置	
		2 場内巡視業務				
		3 利用者対応業務				
		4 諸事故への対応業務				
		5 料金徴収業務				
		6 市への料金納付業務				
清掃業務	駐車場内 (事務室含む)	1 床面の掃き清掃(手作業)	1回/2日			
		2 窓ガラス清掃				
	トイレ	1 床面洗淨	毎日		-	
		2 衛生陶器洗淨				
		3 鏡・扉の清掃				
		4 トイレトペーパーの補充				
	警備業務 (夜間)	遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	22:30~ 翌6:30	-
			2 事故発生時の緊急出動			
3 事故等への対処、報告						
巡回業務		1 駐車場巡回(深夜1回)				
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)		-	
		2 カーゲートの保守点検				
		3 在庫管理システムの保守点検				
		4 車路管制システムの保守点検				
消防用設備	法定点検業務	1 消防用設備一式点検	年2回	(内1回は総合点検)		

地方自治法（抜粋）

第14条（略）

②（略）

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第15条（略）

② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

八 証書及び公文書類を保管すること。

九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第199条 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨～⑫ (略)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第229条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第2項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に訴えを起こすことができない。

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3～12 (略)

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたとところによるものとする。

(現金及び有価証券の保管)

第235条の4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理

を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第2号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前3項の場合においては、次条第四項及び第5項の規定を準用する。
- 6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は、これを適用しない。
- 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

(私人の公金取扱いの制限)

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用

する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第252条の37 (略)

2～3 (略)

- 4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

(第199条第7項の規定による監査の特例)

第252条の42 普通地方公共団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第199条第7項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2～6 (略)

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（抜粋）

第4章 駐車場

（設置）

第28条 市は、別表第4の2のとおり駐車場を設置する。

（使用の許可等）

第28条の2 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長(指定管理者に使用の許可を行わせる駐車場にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第7条の2の規定は、前項の許可並びに当該許可の取消し並びに当該許可に係る使用の制限及び使用の停止について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「市長(指定管理者に使用の許可を行わせる駐車場にあっては、指定管理者)」と、第7条第2項中「有料施設」とあるのは「駐車場」と、第7条の2第1号中「前条第2項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。

（駐車料金）

第29条 駐車料金の額は、別表第5に掲げる額の範囲内とする。

（駐車料金の減免）

第29条の2 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

（委任）

第29条の3 この章に定めるもののほか、駐車場の入出車時間、駐車料金その他必要な事項については、市長が定め、これを告示するものとする。

（指定管理者）

第36条 市長は、都市公園(市が設置する公園施設を含む。)、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設(以下「都市公園等」という。)の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該都市公園等の管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第36条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該都市公園等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 到津の森公園、到津の森遊具広場、到津の森ふれあい動物園、到津の森公園駐車施設及びひびき動物ワールドの指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い都市公園等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第36条の3 指定管理者が行う都市公園等の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園等の維持管理に関すること。
- (2) 都市公園等の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第36条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い都市公園等の管理を行わなければならない。

（指定管理者の秘密保持義務）

第36条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった

者は、都市公園等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該都市公園等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第37条 この条例に規定するもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

第8章 罰則

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の規定に違反して、許可を受けなくて同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条又は第16条の規定に違反して各条各号に掲げる行為をした者

2 詐偽その他不正な手段により使用料、手数料又は駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第4の2(第28条関係)

名称	位置
北九州市宮天神島駐車場	北九州市小倉北区古船場町1番27号

別表第5(第29条関係)

種別	駐車料金の最高額	備考
普通 駐車	時間内駐車 1台につき30分又はその端数ごとに150円。ただし、市長が指定する駐車場ごとに定める日に連続して3時間から4時間30分までの範囲内で市長が定める時間を超えて駐車をしたときは、1,500円	1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 時間内駐車 入出車時間内の駐車をいう。 (2) 時間外駐車 入出車時間外の駐車をいう。 2 時間外駐車をした場合において、当該時間外駐車時間と連続する時間内駐車時間があるときの時間外駐車時間の前後それぞれ1時間までの分の時間内駐車料金は、徴収しない。
	時間外駐車 1台につき1回 1,500円	
回数券による駐車	時間内駐車料金の11分の10を乗じて得た額	3 駐車料金は、自動車を出車させる際徴収する。ただし、回数券及び定期券による駐車料金については、これらを発行する際徴収する。 4 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を後納とすることができる。
定期券による駐車	1箇月20,000円	

北九州市自動車駐車場条例

(名称及び位置)

第3条 駐車料金を徴収する自動車駐車場は、別表第1のとおりとする。

(駐車料金の額等)

第4条 前条の自動車駐車場の駐車料金の額は、別表第2に掲げる額以下の範囲内で規則で定める額とする。

2 時間内駐車をした場合において、市長が指定する駐車場ごとに定める日に連続して3時間から4時間30分までの範囲内で市長が定める時間を超えて駐車をしたときは、前項の規定による時間内駐車 of 駐車料金の額にかかわらず、1,500円以下の範囲内で規則で定める額とする。

3 時間外駐車をした場合において、当該時間外駐車時間と連続する時間内駐車時間があるときは、時間外駐車時間の前後それぞれ1時間を含めて別表第2に定める時間外駐車料金とする。

4 市長は、必要があると認めるときは、自動車駐車場の利用について、第1項の規定による駐車料金の額に11分の10を乗じて得た額以下の範囲内で規則で定める額をもって、回数駐車券を発行することができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、自動車駐車場の利用について、1箇月20,000円以下の範囲内で規則で定める額をもって、定期駐車券を発行することができる。

(駐車料金の徴収方法)

第5条 駐車料金は、自動車駐車場から自動車を出場させる際に徴収する。ただし、回数駐車券及び定期駐車券に係る駐車料金については、これらが発行する際に徴収する。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を後納とすることができる。

(駐車料金の減免)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(駐車料金の還付)

第7条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(入出場時間)

第8条 自動車を自動車駐車場に入場させ、又は自動車駐車場から出場させることができる時間は、規則で定める。

(自動車駐車場の利用に関する標識)

第8条の2 法第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場の利用に関し市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、自動車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(指定管理者)

第9条 市長は、自動車駐車場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該自動車駐車場の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の

2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該自動車駐車場の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い自動車駐車場の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う自動車駐車場の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 自動車駐車場の維持管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い自動車駐車場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、自動車駐車場の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該自動車駐車場の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、自動車駐車場に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第3条関係)

名称	位置
北九州市営勝山公園地下駐車場	北九州市小倉北区城内1番
北九州市営室町駐車場	北九州市小倉北区室町三丁目2番
北九州市営黒崎駅西駐車場	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

別表第2(第4条関係)

名称	種別	料金
北九州市営勝山公園地下駐車場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに 150円
	時間外駐車	1台につき1回 1,500円
北九州市営室町駐車場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに 150円
	時間外駐車	1台につき1回 1,500円
北九州市営黒崎駅西駐車場	—	1台につき6時間ごとに、3時間以内の駐車は30分又はその端数ごとに100円、3時間を超えて6時間以内の駐車は600円

注 北九州市営勝山公園地下駐車場、北九州市営室町駐車場及び北九州市営黒崎駅西駐車場の料金には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。

北九州市個人情報保護条例（抜粋）

（安全確保の措置）

第10条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が公の施設の管理を行う場合には、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第11条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項に規定する受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

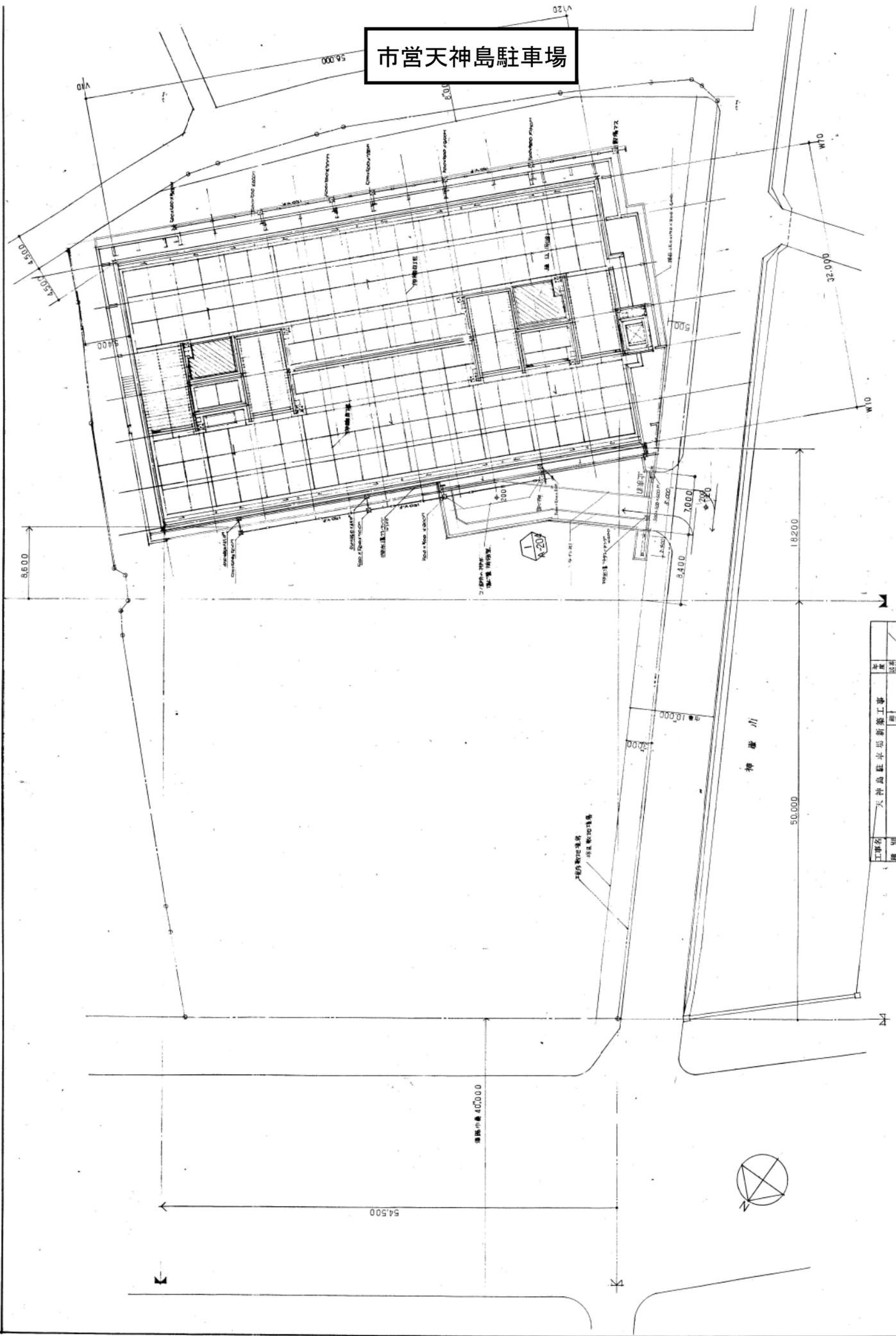
第67条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報(指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、文書、図画及び電磁的記録に記録され、当該業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第69条 第67条に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

市営天神島駐車場、室町駐車場、勝山公園地下駐車場 位置図



市営天神島駐車場



工事名	天神島駐車場新築工事	種別	新築
設計者	戸田 依夫	設計者	戸田 依夫
事務所	北九州市建築局建設部 営繕課	事務所	北九州市建築局建設部 営繕課
縮尺	1/200	縮尺	1/200
縮尺	1/200	縮尺	1/200

佐藤田新一設計事務所
 佐藤田新一設計事務所
 TEL. (093) 82-8181
 〒810-0801 北九州市小倉南区
 新井町 1-1-1

北九州市天神島駐車場新築工事
 配設図

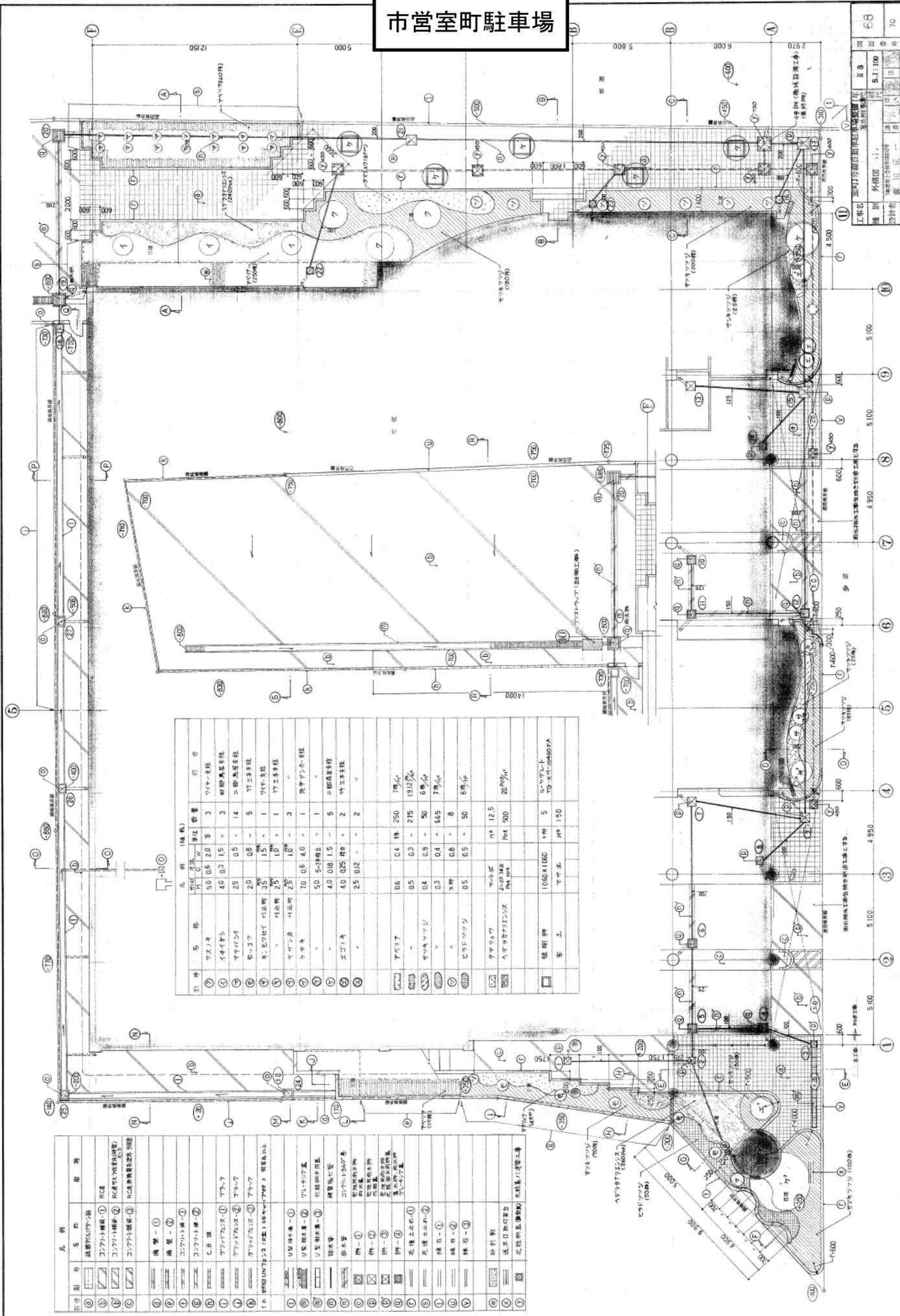
OS-7822
 A-04

市営室町駐車場

工務名	室町公園駅前道路拡幅工事
種別	外構図
設計者	田中一
縮尺	1/100
図番	58
設計者	北九州市建設局 建設部 設計課
設計者	株式会社 小林建築設計事務所

室町公園駅前道路拡幅工事
 室町公園駅前道路拡幅工事
 室町公園駅前道路拡幅工事

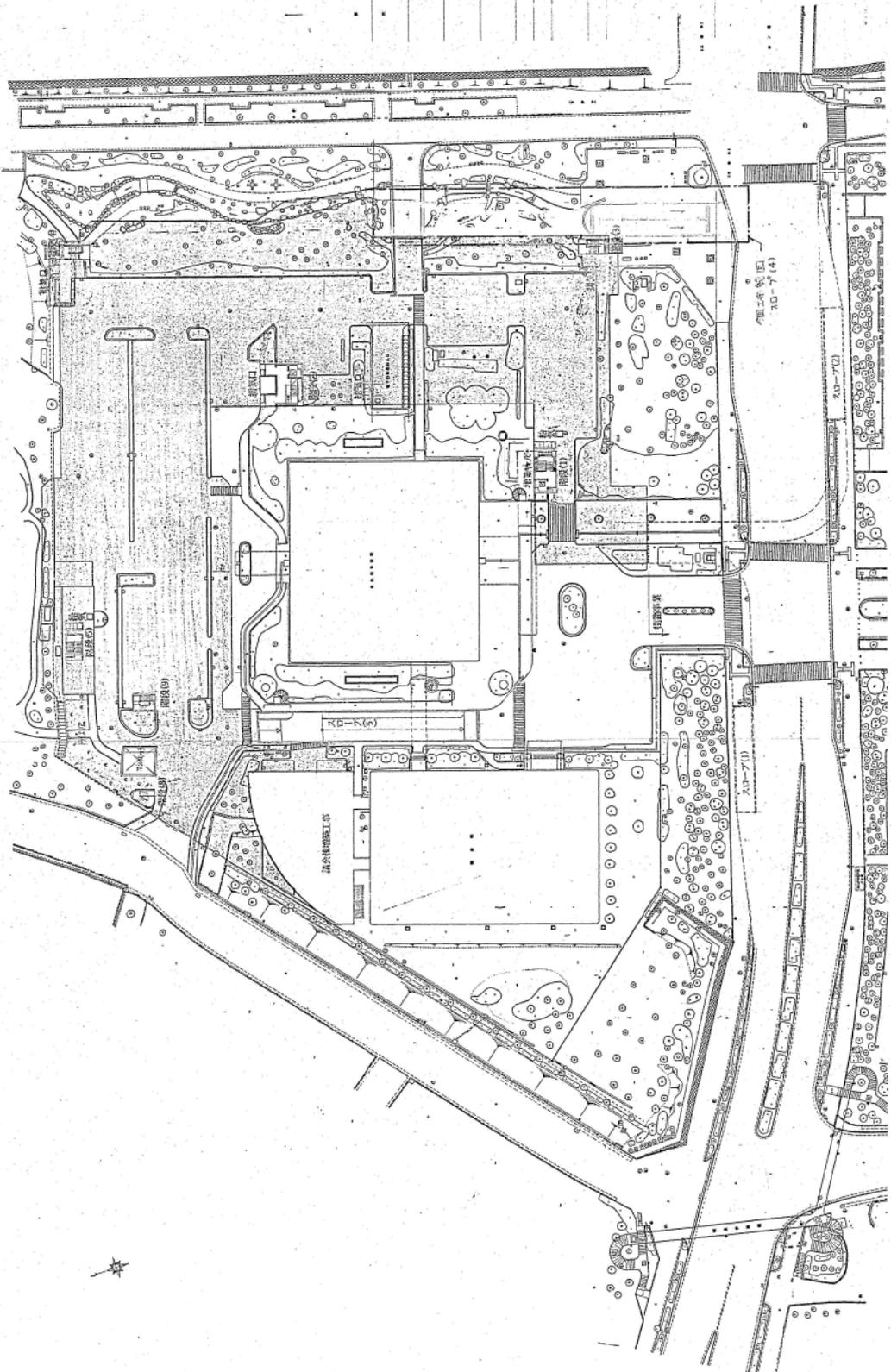
外構三面図 S:1:100



記号	名称	品名	単位	数量	仕様
①	アスファルト	アスファルト	㎡	20	3
②	コンクリート	コンクリート	㎡	15	3
③	砂利	砂利	㎡	14	5
④	砕石	砕石	㎡	8	5
⑤	土留	土留	㎡	10	1
⑥	鉄骨	鉄骨	㎡	4.0	1
⑦	鉄骨	鉄骨	㎡	0.8	1
⑧	鉄骨	鉄骨	㎡	1.5	5
⑨	鉄骨	鉄骨	㎡	0.25	2
⑩	鉄骨	鉄骨	㎡	0.12	2
⑪	アスファルト	アスファルト	㎡	0.4	250
⑫	コンクリート	コンクリート	㎡	0.3	275
⑬	砂利	砂利	㎡	0.5	50
⑭	砕石	砕石	㎡	0.4	665
⑮	土留	土留	㎡	0.6	8
⑯	鉄骨	鉄骨	㎡	0.5	50
⑰	鉄骨	鉄骨	㎡	12.5	
⑱	鉄骨	鉄骨	㎡	500	20
⑲	鉄骨	鉄骨	㎡	1000	5
⑳	鉄骨	鉄骨	㎡	150	

記号	名称	仕様
①	アスファルト	アスファルト
②	コンクリート	コンクリート
③	砂利	砂利
④	砕石	砕石
⑤	土留	土留
⑥	鉄骨	鉄骨
⑦	鉄骨	鉄骨
⑧	鉄骨	鉄骨
⑨	鉄骨	鉄骨
⑩	鉄骨	鉄骨
⑪	鉄骨	鉄骨
⑫	鉄骨	鉄骨
⑬	鉄骨	鉄骨
⑭	鉄骨	鉄骨
⑮	鉄骨	鉄骨
⑯	鉄骨	鉄骨
⑰	鉄骨	鉄骨
⑱	鉄骨	鉄骨
⑲	鉄骨	鉄骨
⑳	鉄骨	鉄骨

市営勝山公園地下駐車場

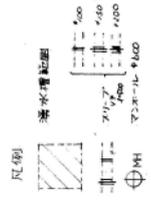
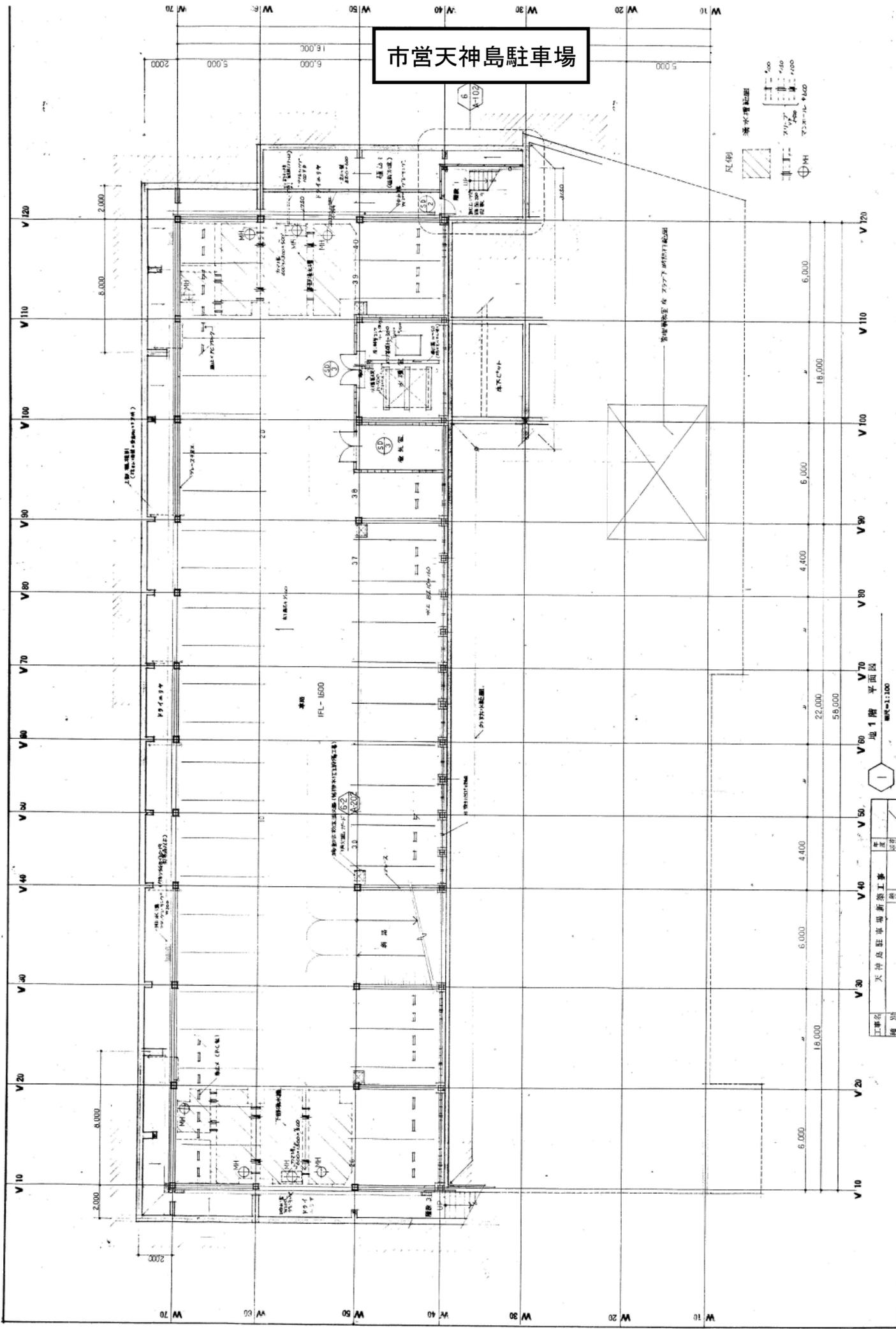


昭和47年11月10日現在
 北九州市建設局建築課
 建築士 久米 正道

図号	4
図名	地下駐車場の平面図
種別	配置図
縮尺	1:500
作成者	久米 正道
作成日	昭和47年11月

北九州市建設局建築課
 建築士 久米 正道
 株式会社 久米建築事務所
 KUMI ARCHITECTS-ENGINEERS
 112

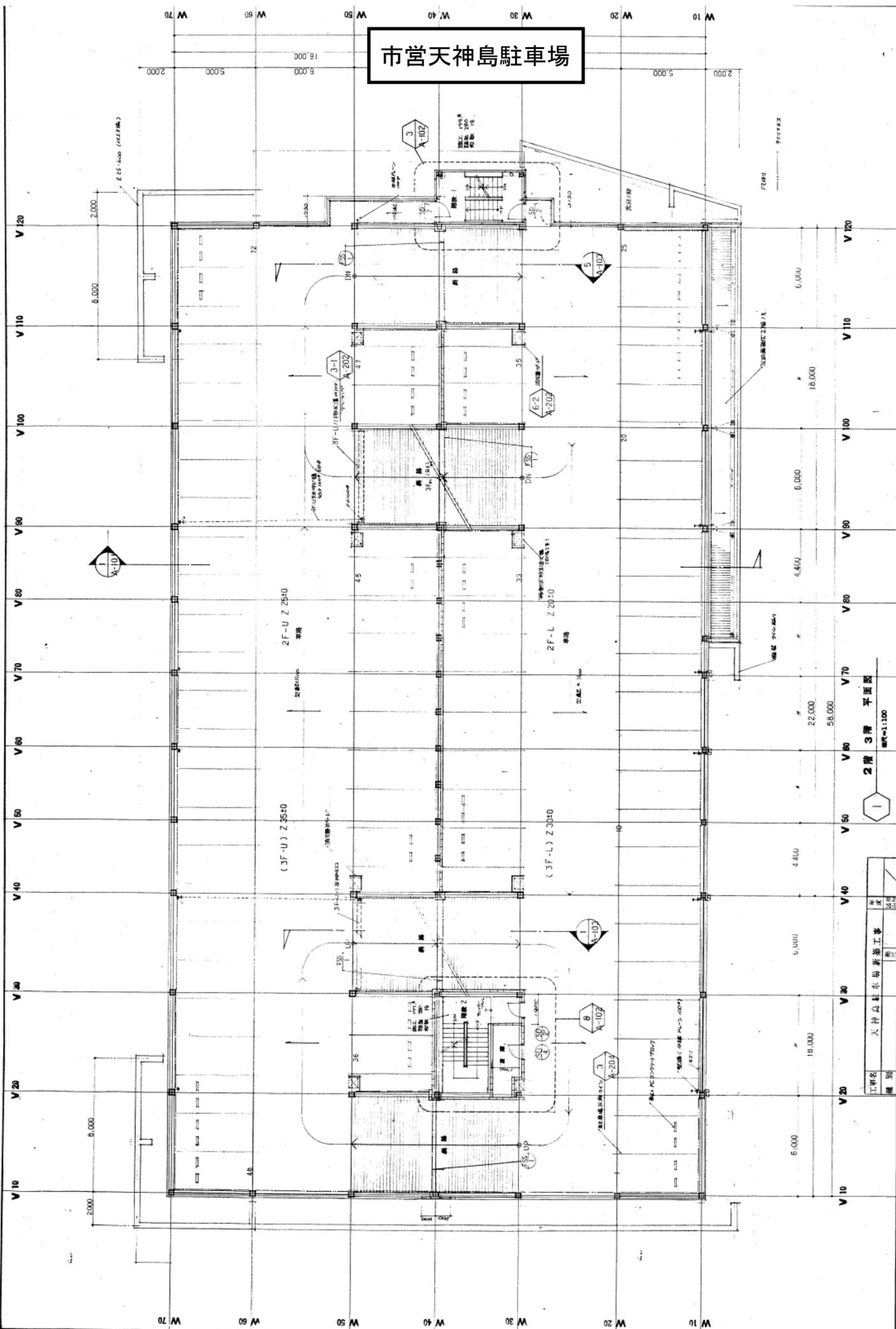
市営天神島駐車場



階	V10	V20	V30	V40	V50	V60	V70	V80	V90	V100	V110	V120
1階 平面図	2,000	8,000	18,000	6,000	4,400	4,400	4,400	22,000	58,000	6,000	18,000	6,000
1階 平面図												

工事名	天神島駐車場新築工事
種別	新築
設計者	田中 義典
監理者	菅野 誠
事務所	北九州市建築局営繕課
昭和年月	

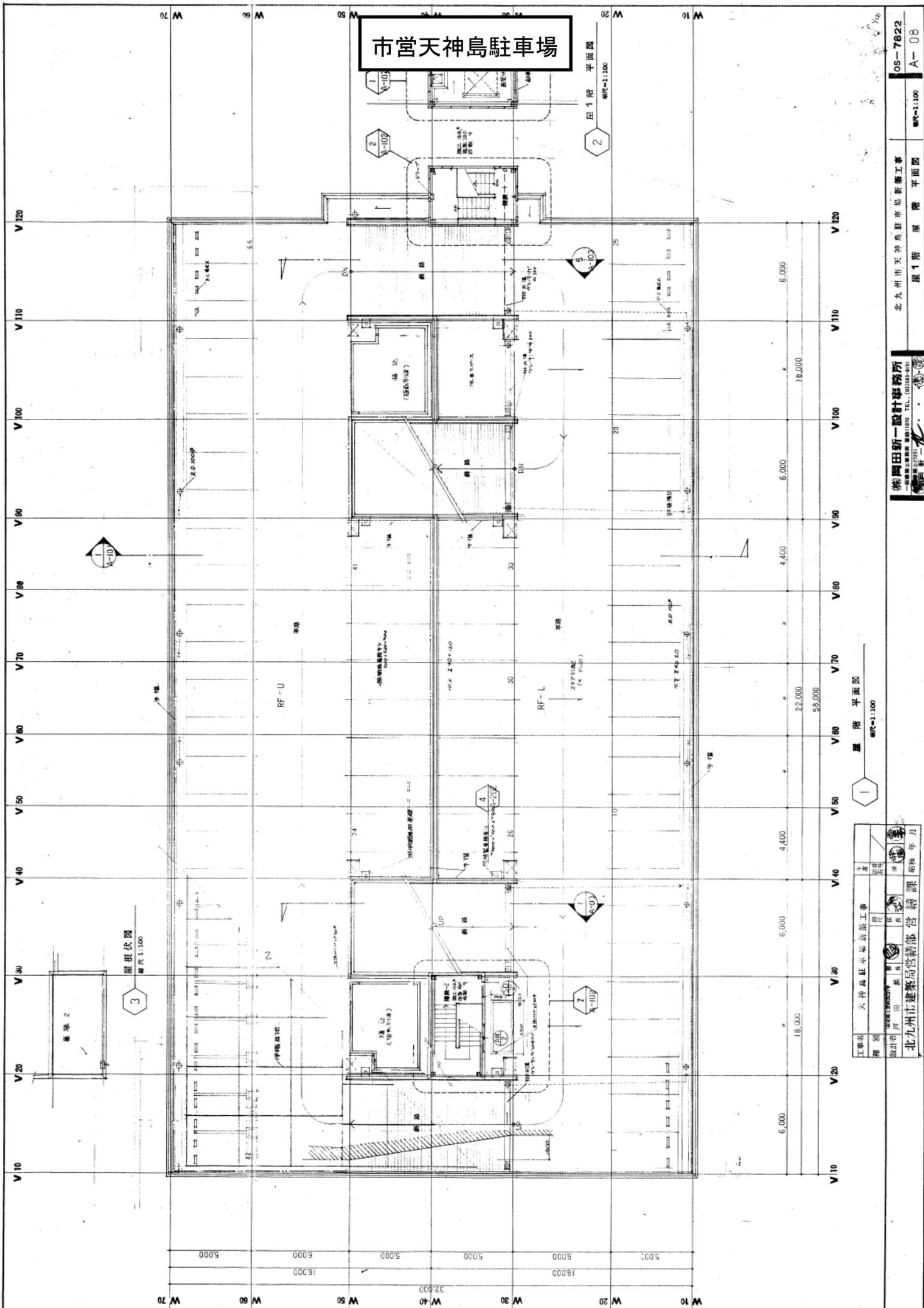
市営天神島駐車場



工務名	北九州市建設局	設計	後岡田新一設計事務所
棟名	天神島駐車場新築工事	構造	山本 英
設計者	山本 英	監理	山本 英
設計者	山本 英	監理	山本 英
設計者	山本 英	監理	山本 英
設計者	山本 英	監理	山本 英

2階 3階 平面図
縮尺=1:100

市営天神島駐車場



OS-7622
A-08

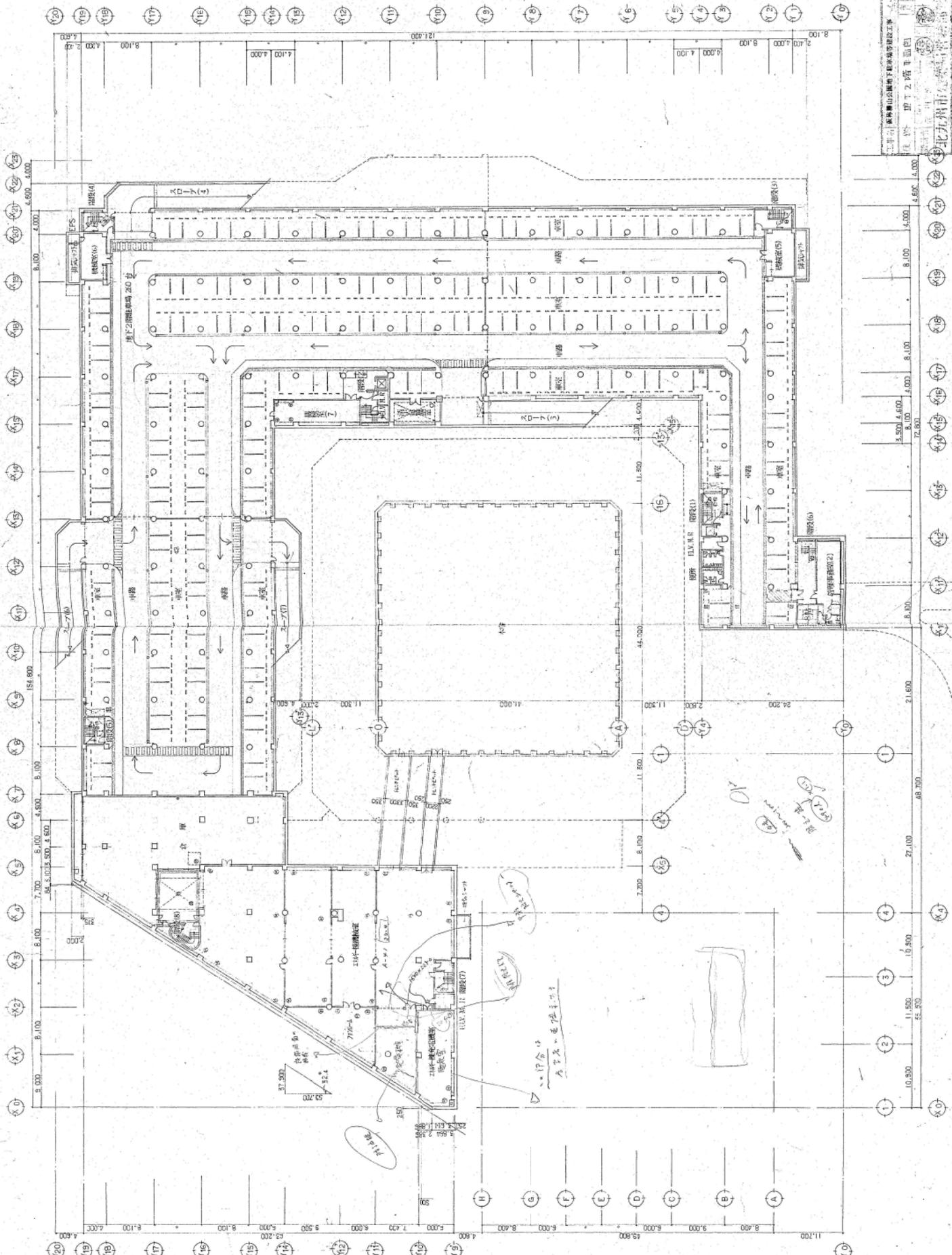
北九州市天神島駐車場新築工事
第1階 平面図

株式会社 設計事務所
〒810-0001 北九州市小倉南区
TEL. (093)83-1111

第1階 平面図
縮尺=1:100

工事名	天神島駐車場新築工事	土曜	
種別	新築	日曜	
設計者	戸田 英典	年月	
監理者	菅 結 謙	昭和	
北九州市建築局管轄部 管 轄 課			

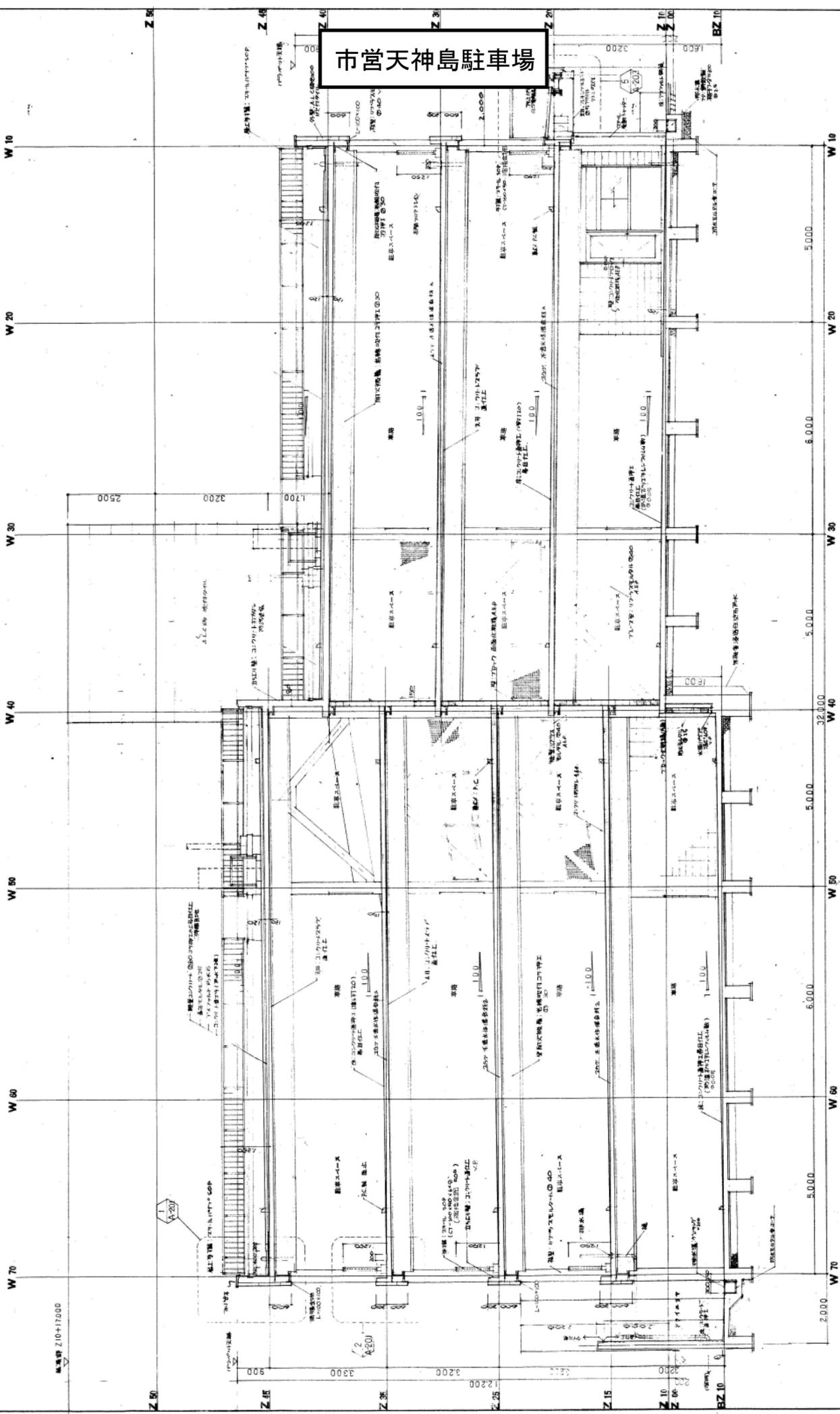
市営勝山公園地下駐車場



北九州市
 市営勝山公園地下駐車場建設工事
 北九州市 市営勝山公園地下駐車場
 1:500
 H2
 A-10
 2/9

株式会社 久米建築事務所
 KUMI ARCHITECTS-ENGINEERS
 〒810-0001 北九州市小倉南区久米町1-1-1
 TEL: 093-822-1111
 FAX: 093-822-1112
 E-MAIL: kumi@kumi-architects.com
 北九州市小倉南区久米町1-1-1
 TEL: 093-822-1111
 FAX: 093-822-1112
 E-MAIL: kumi@kumi-architects.com

市営天神島駐車場



05-7822
A-101

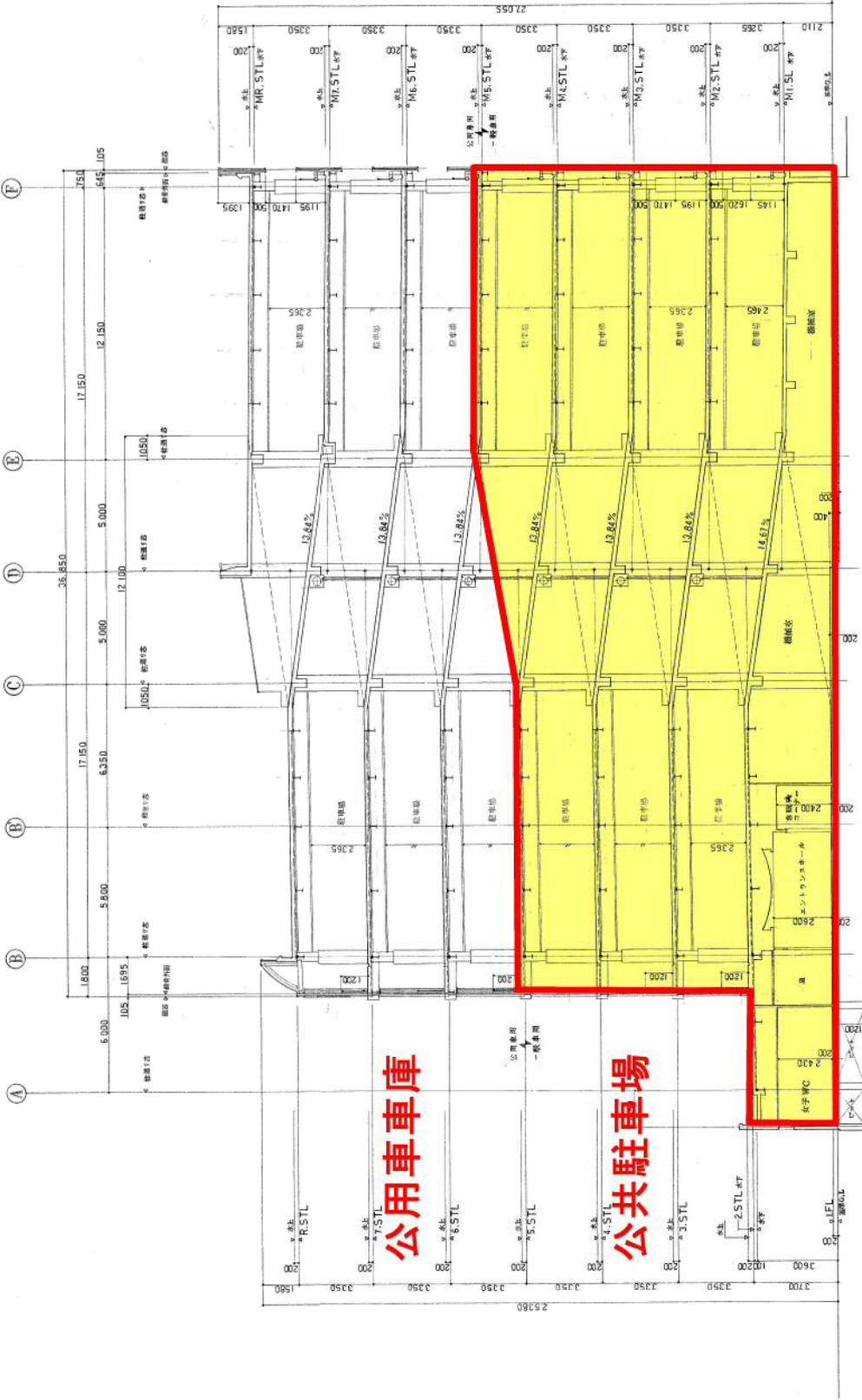
北九州市天神島駐車場新築工事
新築詳細図

福岡野田設計事務所
福岡野田設計事務所
〒815-0001 北九州市天神島
TEL. 093-831-1001
FAX. 093-831-1002
代表取締役 野田 隆
副代表取締役 野田 隆
〒815-0001 北九州市天神島
TEL. 093-831-1001
FAX. 093-831-1002

断面詳細図
幅尺: 1:50

工事名	天神島駐車場新築工事		
種別	新築	改修	その他
設計者	野田 隆	野田 隆	野田 隆
監理者	野田 隆	野田 隆	野田 隆
北九州市建築局管轄課	管轄課	管轄課	管轄課
年月	年	月	日

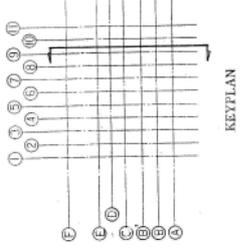
市宮室町駐車場



公用車庫

公共駐車場

断面図 S-E100



工率別	市宮室町分庫新築工事	図番	17
種別	構造(鉄)	縮尺	1/100
設計者	北九州市建築局営繕部	設計者	小林
設計年	昭和44年	設計月	7月
設計日	昭和44年9月	設計時	14時
設計所	北九州市建築局営繕部	設計所	小林建築設計事務所

